



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

個人事業税～カイロプラクティック事業の「請負業」該当性～

地方税法72条の2《事業税の納税義務者等》第3項、8項ないし10項は、個人の事業税の対象となる事業を、第一種事業、第二種事業及び第三種事業にそれぞれ分類した上、個別の事業を列挙しています。今回は、カイロプラクティック事業が、同条8項14号の「請負業」に該当し、第一種事業として個人事業税の課税対象となるか否かが争われ、納税者が逆転勝訴した高裁判決をご紹介します。

(令和2年11月18日東京高裁・全部取消し・上告受理申立て・TAINSコード：Z999-8420)

<事案の概要>

この事案は、控訴人の営むカイロプラクティック事業（本件事業）が地方税法72条の2第8項14号の「請負業」に該当するとして、処分行政庁が控訴人に対し個人事業税賦課決定処分をしたことから、控訴人が、同事業は同号の「請負業」に該当しないと主張して、賦課決定処分の取消しを求める事案です。

原判決（令和2年2月26日横浜地裁・Z999-8432）は、本件事業は、地方税法72条の2第8項14号の「請負業」に該当し賦課決定処分は適法であるとして、控訴人の請求を棄却し、控訴人が、これを不服として、控訴しました。

<裁判所の判断>

東京高裁では、次のとおり判断し、本件事業は、地方税法72条の2第8項14号の「請負業」に該当しないと、原判決を取り消した上、控訴人の請求を認容しました。

- ① 民法632条にいう請負は、当事者の一方が仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって成立する。これと類似する準委任との違いは、準委任においては、事務が委託されるだけで、その完成が目的となっていないが、請負においては、仕事の完成が目的となっていることにある。
- ② 請負による仕事の完成は、完成すべき仕事（労務の結果）の内容が明確である必要があると解される。しかしながら、本件事業が対象とする顧客が施術を申し込む目的は、腰痛や肩こりなどの症状を緩和することと認められ、施術者は、この目的を実現するため、カイロプラクティックにおいて開発された多種多様なテクニックの中から、顧客の有する症状解消の必要性に応じて適切な施術を行うもので、どのような施術を、どの程度、どのように行うかは、控訴人の経験、技能、専門的知識に基づく広範な裁量に委ねられていて、内容が画一的に定まっているものではなく、また、腰痛や肩こりなどの解消自体を約束するものでもないことなどに照らすと、本件事業の対象である顧客との間の契約の目的が、労務の結果の完成と認められる程度に内容が明確であるとまでは認め難い。
- ③ したがって、本件事業は、顧客との間の民法上の請負契約によって収益を得ている事業に該当するとは認められない。むしろ、本件事業は、準委任契約による事業と解するのが相当である。
- ④ 地方税法は、個人については、課税客体となる事業を限定的に列挙したものと解するのが相当であり、委任・準委任契約による事業一般を「請負業」に該当するものとして課税対象としたものとは解釈できず、個別に業種に応じて課税の対象とするかどうかを選別しているものと考えるのが合理的である。また、カイロプラクティック事業への課税が各都道府県で統一されておらず、「請負業」として課税している県が全国で3県にとどまり、それ以外はあん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゆう、柔道整復その他の医業に類する事業（第三種事業）として課税するか、あるいは課税していないという状況は、これまでの地方税事務において請負業に準委任を含めるような一般的取扱いがされていなかったことを示すものである。
- ⑤ そうすると、被控訴人（神奈川県）が主張するように、準委任による事業を「請負業」に含めて解釈するのは相当ではなく、本件事業が「請負業」に該当するということとはできない。

※ その後、被控訴人は、上告受理申立てをしましたが不受理となり、納税者勝訴で確定しました。

……（税法データベース編集室 依田孝子）

◇以上の判決について詳細（全文・A4判26頁）が必要な方は、送料実費とも2,000円（税抜）で頒布しますので下記までご一報ください。